

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成 17 年の 256,012 人をピークに緩やかに減少し、令和 4 年には 244,381 人となっている。年少人口（0～14 歳）は昭和 56 年から減少し令和 4 年には 28,088 人となり、平成 7 年には年少人口と老年人口（65 歳以上）の逆転が始まっている。令和 4 年の老年人口は 74,046 人の状況。生産年齢人口（15 歳～64 歳）は平成 7 年の 170,470 人をピークに減少し、令和 4 年には 142,247 人まで減少している。

本市の産業構造は、卸売業・小売業が約 39%、製造業が約 12%、生活関連サービス業・娯楽業が約 11%、建設業が約 8%であり、本県経済の中心地域であることから、他市町村と比較し卸売業・小売業など第 3 次産業の割合が高い。また、地域を支える雇用の基盤となる製造業については、鋳造、鍛造、プレス、機械加工、表面処理、熱処理など多くの業種が集積している。

山形県における有効求人倍率は、平成 22 年 12 月の 0.89 倍以降上昇傾向を維持しており、令和 5 年 2 月には 1.52 倍と雇用環境の改善が見られるものの、製造業を中心に人材確保や事業承継が大きな課題となっており、従業員数及び事業所数は平成 3 年をピークに大きく減少している。これらの課題を抱える事業者の多くが中小企業者であり、本市における中小企業者の割合は 95.3%と大きい。課題の要因となっている中小企業者の労働力不足を補うため、先端設備導入による労働生産性向上が求められる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、村山地域の中核都市としてさらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に年 100 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市には、卸売業・小売業、製造業、サービス関連業、建設業など幅広い産業が集積しており、製造業に関しては鋳造、鍛造、プレス、機械加工、表面処理、熱処理などの多業種が集積している。

多様な産業の集積は、地域経済の生産性向上に重要な役割を果たす強みであり、その強みを活かし企業間連携による圏域外からの外貨獲得と域内における取引拡大等により地方創生を目指す本市にとって重要であり、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

そのため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市には、北部、南部、西部に合計7つの産業団地があり、製造業を中心に多様な産業が集積し、部品の調達から加工、完成、仕上げまで一貫生産体制による生産性向上に繋がっている。また、北部に位置する流通業務団地には卸売業を中心とする企業が立地しており、小売業、サービス関連業は市内中心部をはじめ、市内全域に広がっている。したがって、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

多様な産業の集積は、地域経済の生産性向上に重要な役割を果たす強みであり、企業間の連携による地方創生を目指す本市にとって重要であることから、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種については全業種とする。

また、対象となる事業については、新製品の開発や生産プロセス・サービス提供プロセスの改善、業務の効率化や売上拡大に資するITツールの導入など、事業者の生産性向上に向けた取組は多様であることから、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日～令和7年6月14日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) (雇用安定への配慮) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (2) (健全な地域経済発展への配慮) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (3) (納税の円滑化及び公平性への配慮) 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。